破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３５号
青森県八戸市石堂２丁目27番７号　ブルーハイツ１号室
債務者　尾嵜　泰平
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
群馬県桐生市広沢町５丁目5004番地の７
債務者　谷　久美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第４５号
富山県高岡市江尻744－２　安田方、住民票上の住所富山県高岡市江尻675番地
債務者　奥村　泰子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第８６号
山梨県甲府市音羽町１番13号
債務者　岩下　雄二
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
山梨県南アルプス市飯野3609番地１　メゾングレイスＣ２号、前住所山梨県南アルプス市下宮地566番地１　マ・メゾン樹庭夢Ｉ　101
債務者　塩島　　唯
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
長野県上田市上野176番地１　アップル東Ｂ201号
債務者　浅野ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１５２号
三重県四日市市九の城町12番15号　ソフィア四日市鵜の森公園202、前住所三重県四日市市新正５丁目４番35号
債務者　市川　幸江
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
三重県四日市市小古曽東３丁目４番21号　三菱化学内部寮Ｃ－511
債務者　檜作　　賢
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
三重県四日市市大字塩浜611番地　クレストコート1999・205、前住所三重県亀山市関町鷲山450番地28
債務者　岡田　友也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
三重県四日市市大字塩浜171番地１　特定非営利活動法人　きずな、前住所名古屋市中村区名駅３丁目１番18号
債務者　渡邉　靖弘
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
三重県三重郡菰野町大字竹成4127番地１　プレステージ千種Ｂ403
債務者　川元　淳一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
京都市伏見区深草川久保町５番地18　佐々木方
債務者　角　　麻友（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１５号
京都市南区久世上久世町812番地１　グレース・フリー桂南　203
債務者　中江由美子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２７号
京都市山科区椥辻草海道町40番地４　エスポワール椥辻205、前住所京都市山科区小山小川町47番地７
債務者　柿沼　順一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２８号
京都市山科区西野山中鳥井町49番地１　パルフェマンション406、前住所京都市山科区小山小川町47番地７
債務者　柿沼　梨恵
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８４号
京都府京田辺市薪茶屋前13番地４
債務者　牧野加代子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係